

<地域商社機能推進業務>

令和7年度 テストマーケティング事業実施要領

<実施目的>

道北3振興局（上川・宗谷・留萌）管内で製造（生産）される地場産品を試験的に販売することで、販売戦略・商品開発等のマーケティング支援を行い、地域経済活性化の一助とする。

<実施主体>

（一財）道北地域旭川地場産業振興センター（以下、センターという。）

<実施場所>

センター（道の駅あさひかわ売店）

<対象商品>

- 道北3振興局（上川・宗谷・留萌）管内に事業所（住居）を置く企業、団体、個人が製造・生産する加工食品や工芸品。
- 当センターのテスト販売に出品したことがない商品。
- その他、センターが販路拡大に必要と認めた地場産品。

<応募資格>

- 道北3振興局（上川・宗谷・留萌）管内の市町村及びセンター出捐団体等。
- 道北3振興局（上川・宗谷・留萌）管内に事業所（住居）を置く、地場企業及び個人。
- 通常販売に適応する製造・生産能力があること。
- 商品開発、販路開拓に意欲的であること。
- センターからの求めに応じて、必要な書類の準備、データの提出が可能であること。
- インボイス制度登録業者であること。
- その他、センターが認めた地場企業及び個人。
- 旭川市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員・暴力団関係事業者ではないころ

<販売メリット>

- テスト販売期間中、道の駅あさひかわ売店にて、試食販売等を行い商品のPRすることができます。
- 商品サンプルを提供していただければ、センターと交流のある全国道の駅等に商品を提案し、取引の機会を創出します。
- 物産展等の催事に出品する場合があります。
- 販売状況が良好な商品は、道の駅あさひかわ売店定番商品としての採用を検討します。
その際は、売店運営者「（一社）旭川物産協会」と別途取引契約を行っていただきます。

<販売条件>

- 販売については、**委託販売**とします。**(交換可であること)**
- 販売手数料をセンターに納めていただきます。**(掛率70%以下)**
- 食品衛生法の表示義務内容に対応できていること、P L (製造物責任) 保険に加入されていること。
- インボイス登録制度 (適格請求書発行事業者) の登録番号の提出。

<実施期間>

- 募集は、随時行います。
- 募集・販売期間：令和7年 4月28日 (月) ~ 令和7年 9月30日 (火) 前期
令和7年10月 1日 (水) ~ 令和8年 2月28日 (土) 後期

<申込・問い合わせ先>

「テスト販売申込書」を下記宛にF A X, E - m a i l、郵送等で提出してください。

〒070-8004

旭川市神楽4条6丁目1-12

(一財) 道北地域旭川地場産業振興センター
地域商社機能推進業務

担当：黄野 (こうの) ・加藤・松山・横山

T E L (0 1 6 6) 6 1 - 2 2 8 3 F A X (0 1 6 6) 6 2 - 1 9 0 3

E-mail:meisan@asahikawa-jibasan.com

<販売商品の決定>

- 原則1社2品目までとします。但し、特定品目・特定企業に偏らないよう考慮して決定しますので、予めご了承願います。

*** 目的はテスト販売の為、以前採用された商品以外に限る。**

- 生鮮野菜は、不可 (施設上の問題等)、**冷蔵・冷凍商品**につきましては担当者までご相談ください (協議の上決定いたします)。

<販売方法>

- 販売方法は、商品のセールスポイント等を表示し、お客様の目を引くようにします。
- 販売ブース、陳列方法等はセンターに一任していただきます。

<販売場所>

- 道の駅あさひかわ売店

〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1-12

一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センター「道の駅あさひかわ売店」

<事業フロー図>

